

平成30年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
管理課	滋賀県物品・役務電子調達システム運用保守業務委託	滋賀県物品・電子調達システムのサービス提供、システムの運用・保守に関する業務	平成30年4月1日 ～ 平成35年3月31日	日本電気株式会社滋賀支店	183,384,000	滋賀県物品・役務電子調達システムの知的財産権は日本電気株式会社が保有しており、当該システムの開発者でなければ運用過程でのシステムの変更やシステム障害等が発生したときの安定的な運用保守に著しい支障が生じるため。 * 長期継続契約 *	2	3イ